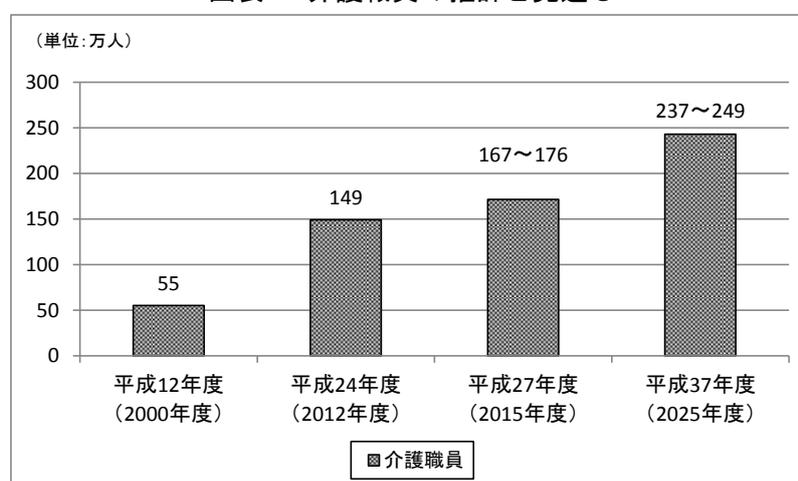


平成 25 年度 セーフティネット支援対策等事業費補助金（社会福祉推進事業）
介護人材の需給推計ワークシートの開発に関する調査・研究事業（概要）

1. 背景と目的

後期高齢者の急増等に伴い、今後、介護に対するニーズは益々高まることが予想される。介護保険制度の施行後、介護職員数は増加し、10年間で倍以上となっており、2025年には、介護職員は237～249万人程度必要と推計され、2012年度の149万人（推計値）を大幅に上回る需要が予測されている。

図表1 介護職員の推計と見通し



出典：厚生労働省資料より

(注1) 平成27年度・平成37年度の数值は社会保障・税一体改革におけるサービス提供体制改革を前提とした改革シナリオによる。

(注2) 2015年、2025年の推計値に幅があるのは、非常勤比率の変動を見込んでいることによるもの。

これらの介護人材確保に向けた最近の動きとして、社会保障審議会介護保険部会での介護保険制度の見直しに関する意見（平成25年12月20日）や、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律案の提出（平成26年2月12日国会提出）、人材不足分野等における人材確保・育成対策推進会議（平成26年2月19日）などがあげられ、幅広い議論が行われている。

特に、都道府県への介護人材の確保に関する取組として、介護保険事業支援計画等に基づき、都道府県が広域的な視点から総合的な取組みを推進することや、介護人材の需給推計を行うこと、関係団体や関係機関などを集めた協議会を設置し、取組みを進めることなどが期待されている。介護人材の需給推計を実施している都道府県はまだ少数であり、推計手法が示されていないために実施できていないところもあることから、本事業では、都道府県で必要となる介護人材需給推計ワークシートを開発し、都道府県の人材確保の取組みを支援することを目的として行った。

介護人材の需給推計について

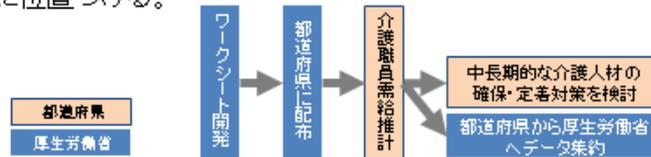
現状

- ・高齢化等の人口動態や今後の介護サービス量の見込みは、各都道府県間で相違があることから、今後の介護人材の確保策を講じていくにあたっては、国レベルの推計のみでなく、都道府県の需給予測が重要となる。
- ・しかし、昨年度実施した社会福祉推進事業(介護人材の見通しの策定に関する調査・研究事業)の結果をみると、現状ではほとんどのところで需給推計は行われていない。
- ・また、推計を行っているところでも、介護保険事業計画によるサービス見込み量と連動した定量的な目標設定となっていないところが多くなっている。

対策

都道府県における介護人材の需給推計ワークシートの活用(H26)

- ・都道府県において介護人材の需要・供給推計を行うためのワークシートを開発(H25 本調査・研究事業)。
- ・都道府県ではワークシートを用いて介護職員等の需給推計を行い、その結果を踏まえて、中長期的な視点で介護人材の確保・定着対策を検討し、第6期介護保険事業支援計画に位置づける。



2. 本事業の実施体制

介護職員の需給推計等について知見を有している学識研究者及び自治体担当者6名により構成する検討委員会を設置した。検討委員会を4回開催し、調査研究の枠組み、実施内容、推計手法の検討、ワークシート作成、ワークシート活用の手引き等の検討を行った。

3. 本事業の実施方法・内容

介護人材需給推計ワークシートの開発にあたっては、平成24年度厚生労働省社会福祉推進事業「介護人材の見通し策定に関する調査・研究事業」(株式会社三菱総合研究所)を参考として実施した。介護人材需給推計ワークシートの開発に関する手順は、以下の通りとした。

- ①介護人材需給推計ワークシート全体構成検討(推計ロジック検討含む)
- ②介護人材需給推計ワークシートの画面遷移・表示項目検討
- ③介護人材需給推計ワークシートの計算プログラム作成・検証
- ④介護人材需給推計ワークシートの都道府県でのモデル試行(3都県)
- ⑤都道府県でのモデル試行を踏まえた介護人材需給推計ワークシート改修
- ⑥介護人材需給推計ワークシートの確定

本ワークシートについては、今後、都道府県において実際に活用できるものとするため、入力画面や都道府県における独自の入力項目を分かりやすく表示するなど、使いやすさの面も検討して作成した。

都道府県では、平成 26 年度に第 6 期介護保険事業支援計画（平成 27 年度～29 年度）が策定されることから、この時期に合わせて介護サービスの見込み量だけでなく、介護人材の需給見通しを合わせて行い、介護人材の確保対策を講じる必要性が高い。このため、本調査研究で開発する「介護人材需給推計ワークシート」については、第 6 期介護保険事業計画用ワークシートとの整合性を十分に図って作成した。

4. 本事業の実施結果

(1) 介護人材需給推計ワークシートの概要

介護人材需給推計ワークシートは、都道府県において、平成 26 年度に 2 回に分けて活用することを想定して開発した。

「簡易推計（需要）」は、市町村から「介護保険事業計画用ワークシート」が都道府県に集約されるまでの間に、概算で介護人材等の需要数を推計するために用いることを想定している。

「本推計（需要・供給）」は、市町村から「介護保険事業計画用ワークシート」が都道府県に集約された後、市町村の「介護保険事業計画用ワークシート」の将来のサービス利用者数をもとに、介護人材等の需要数・供給数を推計することを想定している。

介護人材需給推計ワークシートの概要

- ・介護人材需給推計ワークシートは、2回に分けて推計をすることを想定。
- ・1回目は「簡易推計（需要）」、2回目は「本推計（需要・供給）」を用いて推計する。

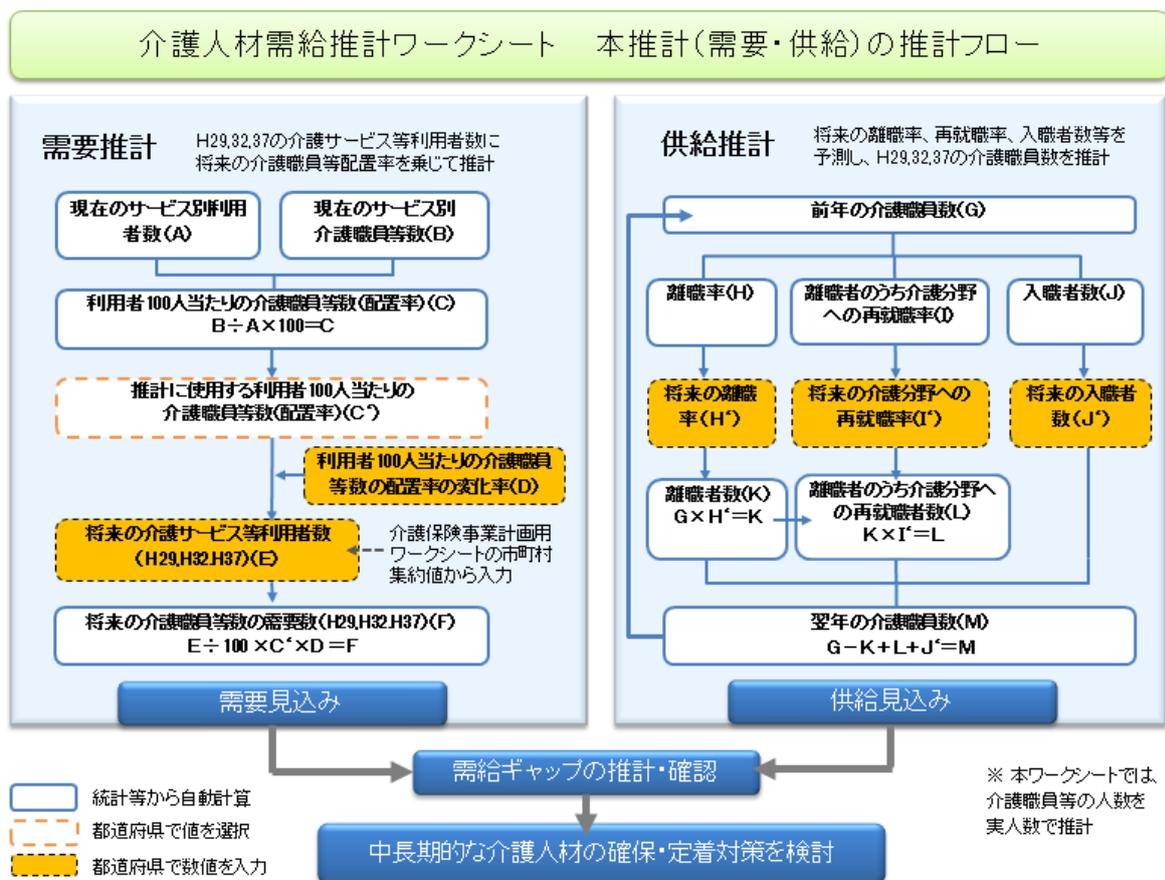
	簡易推計（需要）	本推計（需要・供給）
ワークシートの利用時期	平成26年6～9月頃（予定）	平成26年11月以降（予定）
特徴	市町村から介護保険事業計画ワークシートが都道府県に集約されるまでの間、概算で介護職員等の需要数を推計する。	市町村の介護保険事業計画ワークシートの将来のサービス利用者数をもとに、介護職員等の需要数を推計する。
推計期間	2017年（平成29年） 2020年（同32年） 2025年（同37年） 2030年（同42年） 2035年（同47年） 2040年（同52年）	2017年（平成29年） 2020年（同32年） 2025年（同37年）
推計対象 ※実人数ベース	介護職員、看護職員、介護その他職員	【需要推計】 介護職員、看護職員、介護その他職員 【供給推計】 介護職員

介護職員：介護保険施設・事業所に勤務する介護職員及び訪問介護員
 看護職員：介護保険施設・事業所に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師
 介護その他職員：介護保険施設・事業所に勤務する職員のうち、介護職員、看護職員、医師を除く職員

なお、「本推計（需要・供給）」については、「介護保険事業計画用ワークシート」の推計年度とあわせ、2017年、2020年、2025年の推計を行う。「簡易推計（需要）」では、2017年、2020年、2025年に加えて、より長期の推計（2030年、2035年、2040年）も行えるようにした。

（２）本推計（需要・供給）について

本推計（需要・供給）においては、基本的な流れとして、需要推計と供給推計の2つを行い、それらの差分を需給ギャップとして推計できるように作成した。



(3) 介護人材需給推計ワークシートの活用スケジュール

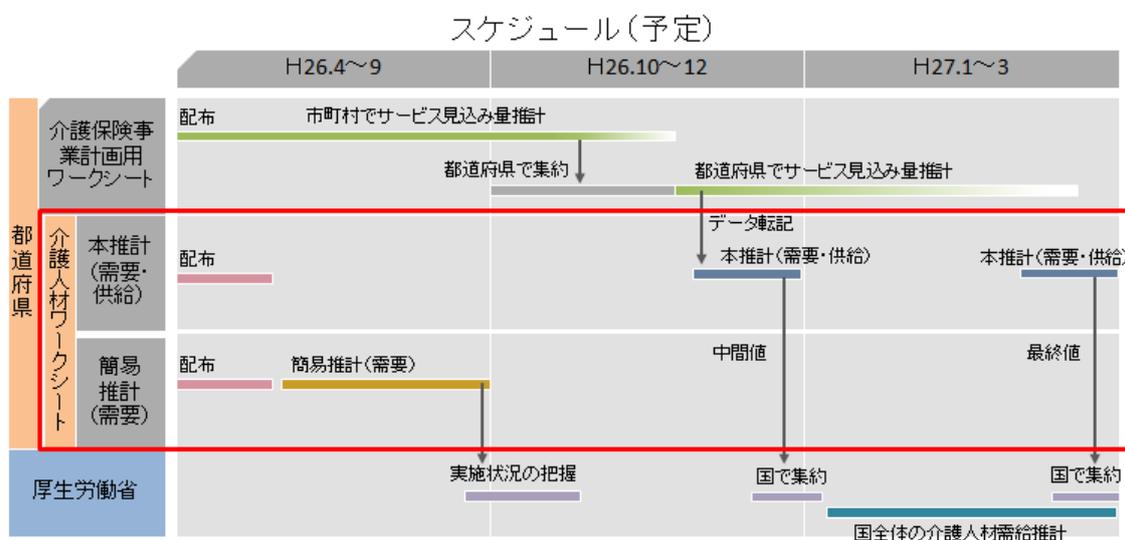
簡易推計（需要）と本推計（需要・供給）の活用時期は、以下を想定している。

1 回目は、「簡易推計（需要）」を使って、市町村から「介護保険事業計画用ワークシート」が都道府県に集約されるまでの間に、概算で介護人材等の需要数を推計する。

2 回目は、「本推計（需要・供給）」を使って、市町村から「介護保険事業計画用ワークシート」が都道府県に集約された後、市町村の「介護保険事業計画用ワークシート」の将来のサービス利用者数をもとに、介護人材等の需要数・供給数を推計する。

介護人材需給推計ワークシートの活用スケジュール

- ・都道府県における介護人材の需給推計ワークシートの活用スケジュールは以下を予定。
- ・市町村から介護保険事業計画用ワークシートを集約した後に「本推計（需要・供給）」を行うが、その間、「簡易推計（需要）」を使って簡易に推計可能。



※現段階のスケジュールであり、変更がありうる